

# 告 示

埼玉県告示第千二百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオヒ口浅間台店

埼玉県上尾市浅間台二 一 二外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）千四百八十八平方メートル

（変更後）千三百六十九平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一一九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一三五台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 六五台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 七〇平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一三〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 四〇立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 四三立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から翌午前〇時

（変更後）午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場一 午前八時から翌午前〇時三十分

駐車場二 午前八時から午後十時

（変更後）駐車場一 午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場二 午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 六か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 八か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後十時

(変更後) 荷さばき施設一 午前六時から午後九時

荷さばき施設二 午前六時から午前八時三十分

八 変更年月日

平成二十六年四月二十四日

二 届出年月日

平成二十五年八月二十三日

二 縦覧期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課